

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則**
- 福島県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則 二
- 告 示**
- 生活保護法による出産扶助等のための医療扶助等のための施術者を指定した件二件 六
 - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 五
 - 生活保護法による指定介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった件 五
 - 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 六
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 六
 - 県営土地改良事業計画を変更した件二件 六
 - 保安林の指定を解除する件 七
 - 道路の区域を変更する件二件 七
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 六
 - 県営土地改良事業の工事が完了した件 六
- 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会**
- 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 六

規 則

福島県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月十六日

福島県規則第八号

福島県知事 内堀雅雄

福島県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則
福島県立総合衛生学院学則（平成二年福島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。
別表の四を次のように改める。

四 臨床検査学科

授 業 科 目 単 位 数 授 業 時 間 数	基礎分野		人間生活												
	心理学	教育学	小計	社会学	経済学	統計学	物理学	化学I	化学II	生物学	英語	医療英語	ドイツ語	保健体育	保健体育実技
二	二	二	八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一	一
三〇	三〇	三〇	一一〇	三〇	三〇	三〇	四五	三〇	三〇	三〇	三〇	六〇	三〇	一五	三〇

															専門 基礎 分野			
保健 医療 福祉 と医 学検 査				医学 検査 の基 礎と その 疾病 との 関連						人体 の構 造と 機能					小計			
小計	公衆衛生学実習	公衆衛生学	保健医療福祉総論	小計	薬理学	免疫学	血液学	微生物学	病理学	小計	生化学実習	生化学	生理学実習	生理学	解剖学実習	解剖学	小計	
五	一	二	二	五	一	一	一	一	一	八	一	二	一	一	一	二	一三二	一四
一三五	四五	四五	四五	一五〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二五五	四五	六〇	四五	三〇	三〇	四五	五一〇	三九〇

															専門 分野				
生物 化学 分析 学検 査					形態 検査 学						臨床 病理 学				小計	医療 工学 及び 情報 科学			
一般臨床検査学実習	一般臨床検査学	放射性同位元素検査学	臨床化学実習	臨床化学	小計	寄生虫検査学	血液検査学実習	血液検査学	病理検査学実習	病理検査学	小計	病態検査学	臨床病理学	臨床医学	小計	情報科学	医用工学実習	医用工学	
二	二	一	二	二	一一	二	二	二	二	三	六	二	二	二	一二二	四	一	一	二
六〇	六〇	三〇	九〇	六〇	三六〇	四五	九〇	四五	九〇	九〇	一三五	四五	四五	四五	六四五	一〇五	三〇	三〇	四五

検査総合管理学			生理機能検査学				生体防御検査学				病因							
検査情報管理学	検査管理学Ⅱ	検査管理学Ⅰ	小計	画像検査学実習	画像検査学	生理検査学実習	生理検査学	小計	輸血・移植検査学実習	輸血・移植検査学	免疫検査学実習	免疫検査学	微生物検査学実習	微生物検査学Ⅱ	微生物検査学Ⅰ	小計	遺伝子検査学実習	遺伝子検査学
二	二	二	九	二	二	二	三	一〇	一	一	一	二	二	二	一	一一	一	一
四五	四五	四五	三三〇	九〇	六〇	九〇	九〇	三六〇	四五	三〇	四五	六〇	九〇	六〇	三〇	三六〇	三〇	三〇

氏名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
深田樹也	福島市宮代字 植田前四五― 三	リズム整骨院	福島市野田町五― 一 〇― 一一	平成二七年 一月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県告示第六十七号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
 平成二十八年二月十六日

告 示

- 附 則**
- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
 - 改正後の福島県立総合衛生学院学則別表の四の規定は、平成二十八年度以降の入学者について適用し、平成二十八年三月三十一日に福島県立総合衛生学院に在学している者で、引き続き同日以後に在学することとなるものについては、なお従前の例による。（地域医療課医療人材対策室）

合計	検査機器学			
	小計	総合実習	臨地実習	医療安全管理学
一一〇	六六	一	一〇	一
三、三六〇	一一、二〇五	三〇	四五〇	一五

江口淳	福島市蓬萊町 六二二一五	えぐち整骨院	福島市田沢字壇ノ前 二四一二	同 二二月四日
-----	-----------------	--------	-------------------	------------

(社会福祉課)

福島県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十八年二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
今野隆志	福島市陣場町 五一三〇い げたマンショ ン二〇三号室	ふれあい心の サービス福島 西店	福島市南矢野目字鼓 原一〇一 八景ブ ラザ一〇三	平成二八年 一月四日
岡崎一成	伊達市梁川町 東大枝字石仏 一六一一	ふれあい心の サービス伊達 店	伊達市霊山町石田字 下中瀬一〇一三	平成二七年 一二月一日

(社会福祉課)

福島県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
訪問介護事業所 おおとり	福島市笹谷字谷地 前二三一五	フジケア サービス 株式会社	郡山市喜久田 町卸一〇一 郡山市富久山町 八山田字申田三 五		

福島県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十八年二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

(社会福祉課)

有料老人ホーム ムブラセー ル日新	会津若松市日 新町一〇一	株式会社西 陽	会津若松市日新 町一〇一〇	平成二七年 一二月一日	特定施設 入居者生 活介護
居宅介護支 援事業所 クローバー	須賀川市坂の 上町一〇一	株式会社ク ローバー	須賀川市坂の上 町一〇一	平成二六年 四月一日	居宅介護 支援事業 生活介護
短期入所生 活介護 フ ラワーガー デン	喜多方市字経 壇四五一一	医療法人手 代木医院	喜多方市一四 六二七	平成二七年 一二月一七 日	短期入所 生活介護 介護予 防短期入 所生活介 護

福島県告示第七十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年二月十六日から同年六月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びび会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

(社会福祉課)

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四十番ほか

二 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) (一) 数 三か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

(変更後) (一) 数 二か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十八年十月四日

四 届出年月日

平成二十八年二月三日

五 届出をした者

東日本旅客鉄道株式会社

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第七十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年二月十六日から同年三月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びびいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

福島県告示第七十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年二月十六日から同年三月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

(商業まちづくり課)

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ須賀川 福島県須賀川市森宿字北向八十八番一ほか

二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年二月十六日から同年三月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン八山田 福島県郡山市八山田第二土地区画整理地内百二十一街区二号ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、大久地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十八年二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

- 二 縦覧の期間
平成二十八年二月十七日から
同 年三月七日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
いわき市役所
(農村計画課)

福島県告示第七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、右田・海老地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年二月十七日から
同 年三月七日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所
(農村計画課)

福島県告示第七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 解除に係る保安林の所在場所
南相馬市原町区金沢字浦一九七の三、一九八の四、二〇一の六、二〇一の七
保安林として指定された目的
潮害の防備
- 二 解除に係る保安林の所在場所
南相馬市原町区金沢字浦一九七の三、一九八の四、二〇一の六、二〇一の七
保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

指定理由の消滅

福島県告示第七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十八年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道泉岩 間植田線	いわき市岩間町川田九 九番一地先から 同 市岩間町川田九 九番二地先まで	変更前	A 一一・五 B 一三・五	一〇五・五
		変更後	A 一一・五 B 一〇・〇	一一〇・六

(道路計画課)

福島県告示第七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十八年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道泉岩 間植田線	いわき市岩間町岩下六 三番一地先から	変更前	A 八・〇 B 八・〇	八二・五
		変更後	(メートル)	九〇・六

同 市岩間町川田九 一番一地先まで	変更後	A	八・〇	八二・五
----------------------	-----	---	-----	------

(道路計画課)

公 告

公告第三十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年二月十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 申請のあった年月日
平成二十八年二月三日

二 名称

（変更前）特定非営利活動法人食べてつながろう西会津の会

（変更後）特定非営利活動法人食べてつながろう会津の会

三 代表者の氏名

三留 弘法

四 主たる事務所の所在地

（変更前）福島県耶麻郡西会津町登世島字西林乙五千九百九十五番地三西林東住宅四〇三号

（変更後）福島県耶麻郡西会津町登世島字さゆりが丘乙二千二百三十番地四十一

五 定款に記載された目的

この法人は、福島第1原発事故の影響により、西会津町および福島県農産業者はかつてない苦境に立たされているという認識のもと、全国の消費者及び福島県西会津町農産業者に対して、まちづくりの推進事業や農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動及び経済活動の活性化を図る活動事業を行う。これにより全国の消費者と西会津町農産業者の交流促進を促し、全国の消費者に対しては西会津町の農産物をおいしく安全であるという認知と、西会津町農産業者に対しては農産業を継続発展して営む希望を寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、田村地区に係る県営広域営農団地農道整備事業の工事は、平成二十七年十二月十八日に完了したので公告する。

平成二十八年二月十六日

福島県選挙管理委員会

福島県知事 内堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県選挙管理委員会告示第十三号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八八条、第九九条第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十八年二月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
財団法人磐城済世会長春館病院	公益財団法人磐城済世会長春館病院	平成二五年四月一日
財団法人磐城済世会舞子浜病院	公益財団法人磐城済世会舞子浜病院	平成二五年四月一日
財団法人松村総合病院	公益財団法人磐城済世会松村総合病院	平成二五年四月一日
シーサイドバインビレッツ シ老人保健施設	公益財団法人磐城済世会 シーサイドバインビレッツ シ老人保健施設	平成二五年四月一日